

企画競争説明書

業務名称：フィリピン国フィリピン沿岸警備隊スービック湾地域
拠点整備にかかる準備調査【有償勘定技術支援】

調達管理番号：22a00073

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

2022年4月27日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2022年4月27日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：フィリピン国フィリピン沿岸警備隊スービック湾地域拠点整備にかかる準備調査【有償勘定技術支援】

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

(4) 契約履行期間(予定)：2022年6月～2023年9月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回(契約締結後)：契約金額の30%を限度とする。

2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の10%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp、担当者メールアドレス：Yoshizawa.Shinobu@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	競争参加資格確認申請書	2022年5月11日 12時
2	競争参加資格要件の確認結果の通知日	2022年5月18日
3	企画競争説明書に対する質問	2022年5月11日 12時
4	質問への回答	2022年5月16日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2022年5月27日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	評価結果の通知日	2022年6月7日
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認
- 4) 全省庁統一資格の経過措置

令和4年度は全省庁統一資格の更新時期にあたりますが、更新にかかる期間も考慮し、2022年4月1日～2022年6月30日までの期間を経過措置期間と位置づけ、当該期間中の公告・公示案件では、令和元・02・03年の全省庁統一資格にて代替することを認めます。

(URL : <https://www.jica.go.jp/announce/information/20211216.html>)

(2) 利益相反の排除

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

- ・ 特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とし
ます。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、
プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表

者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(4) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件を確認するため、以下の要領で競争参加資格確認申請書の提出を求めます。プロポーザル作成ガイドライン P. 49-50 「【「競争参加資格確認申請書」の提出を求められた場合】」に記載の各種書類を提出ください。

なお、本資格確認審査プロセスを追加するため、同ガイドラインにおける「消極的資格制限」の3)に規定している「競争参加日」は、プロポーザル等の提出締切日ではなく、資格確認申請書の提出締切日に読み替えます。

- 1) 提出期限： 上記4. (3) 日程参照
- 2) 提出方法： 下記「8. プロポーザル等の提出」を参照し、上記1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、競争参加資格提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。(件名：「競争参加資格確認申請書提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号)_ (法人名)」)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合は、競争参加資格申請書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。

- 3) 確認結果の通知：上記4. (3) 日程の期日までにメールにて通知します。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、JICA ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第4章 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口
(outm1@jica.go.jp 宛、CC: 担当メールアドレス)
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)

注1) 質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してく

ださい。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（２）の URL の「公示共通資料」を参照してください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

上記４．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

8. プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記４．（３）日程参照

（２）提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年10月13日版）」をご参照ください

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記４．（３）日程を参照し提出期限日の４営業日前から１営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが１営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納 ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付 ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（３）提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下と参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザル作成に求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」もしくは「JICA」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「フィリピン国フィリピン沿岸警備隊スービック湾地域拠点整備にかかる準備調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 事業の背景

フィリピン共和国（以下、フィリピン）は7,000を超える島々と世界第5位（約3.6万km）の海岸線を有する島嶼国であり、海上輸送は同国の経済・社会発展に大きな役割を担っている。一方、近年、島嶼間の旅客・貨物輸送の増加に伴い海難事故のリスクが高まっていることに加え、海上犯罪のリスクも増加しており、密輸、密漁、銃器不法所持、テロ等の脅威に対処するための取り締まり強化が重要な課題となっている。当国の持続的な経済成長のためには安定した治安や海上安全は不可欠であり、“Updated Philippine Development Plan 2017-2022”においても治安・テロ対策や海上法執行が重要視されている。また、当国周辺海域の安定は、地域全体の安定と繁栄に資するという認識の下、海難救助・捜査協力の必要性が高まっており、日本を含む周辺各国との協力関係が構築されている。

フィリピン沿岸警備隊（Philippines Coast Guard。以下、「PCG」という。）は運輸省（Department of Transportation。以下、「DOTr」という。）傘下の政府機関であり、海上における安全確保、人命・財産保護のため、海上捜索救助、航行安全管理、海上法執行、海洋環境保全等の業務を担っている。現在、マニラに所在する本庁と全国15の管区を拠点に活動しており、近年人員及び船艇の大幅な機能拡大を図っている。しかし、PCGはその活動拠点の制約により十分に機材や人員資源を活用できておらず、増加する上記対応ニーズに応えられていない。具体的には、PCG最大の船艇拠点であるマニラ港にはPCGの専用岸壁がなく、そのため商業船停泊時にはPCG船舶が立ち退かざるを得ない状況であり、日常業務・有事対応において支障が生じる恐れがある。また、増強中の船艇停泊のため係留施設の確保が急務であるものの、同港内で代替施設の確保・整備は困難な状況にある。更に、現在の庁舎は近年の人員拡大により狭隘化しており人員の適正配置が求められているほか、船舶関連物資の収容拠点もマニラ拠点付近で点在しているため、収容拠点の合理化による機能強化を図ることが急務である。このため、船艇基地機能と併せてPCGの船艇運用部門をマニラ港外に移転することで、業務遂行能力を向上させる必要性は高く、DOTr及びPCGは、PCG施設の一部をスービック湾地域へ移転

することを検討している。

係る状況を踏まえフィリピン政府は、2022年2月3日付でフィリピン政府がスービック湾内で特定した候補地を前提とした協力準備調査の実施を日本政府へ要請した。移転先であるスービック湾地域は天然の良港であり、国際幹線航路が走る南シナ海に面するルソン島主要港の一つである。同地域は海上安全の戦略的要衝であることから、本事業を通じたPCG施設のスービック湾地域への一部移転は、スービック湾地域及び同地域を含むルソン島近海の安定、並びにフィリピン全体の海上安全の強化への貢献が見込まれるほか、「自由で開かれたインド太平洋」に向けた取り組みとしても期待されている。

本調査は、PCGスービック拠点整備に係る技術的助言等のレビューを行い、当該事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、実施（調達・施工）方法、本邦技術の適用、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な情報収集を行うことを目的として実施するものである。

第3条 事業の概要（要請内容）

（1）事業名

フィリピン沿岸警備隊スービック湾地域拠点整備事業

（2）事業目的

本事業は、フィリピン沿岸警備隊のスービック湾地域拠点（船艇運用・係留施設等）を整備することにより、同沿岸警備隊の業務遂行能力向上を図り、もってスービック湾地域を含むフィリピン全体の海上安全の強化や治安改善に寄与するもの。

（3）事業概要

- ア) 船艇運用及び関連する業務のための建物・施設（10ha。船艇運用部門本部棟、警備業務棟、居住棟、環境・ポートステート・コントロール関係棟、維持修理関係建屋、上屋倉庫等）。
- イ) 船艇係留施設、耐震強化岸壁（延長240m、水深-10m）
- ウ) PCG拠点へのアクセス道路の整備（総延長約8.6km。うち、現道改良1.1km、新設7.5km）
- エ) コンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理支援等）

（4）対象地域

スービック湾地域

（5）関係官庁・機関

本調査の対象となる事業に関する関係官庁・実施機関は以下の通りである。但し、調査の過程において、これ以外の官庁・機関が関係する場合は判明する等した場合は、その旨JICAに報告し、確認・了解を得た上で調査を継続すること。

1) 実施機関：

・ フィリピン運輸省（Department of Transportation : DOTr）

2) その他関係官庁・機関

・ フィリピン財務省（Department of Finance : DOF）

・ 国家経済開発庁（National Economic Development Authority : NEDA）

- ・ スービック湾都市開発庁（Subic Bay Metropolitan Authority : SBMA）
- ・ フィリピン沿岸警備隊（Philippines Coast Guard : PCG）
- ・ 公共事業省（Department of Public Works and Highways : DPWH）

※実際の港湾施設の運用はDOTr傘下のPCGが行うほか、施設の運営維持管理に必要な財源は政府資金で賄われることが想定される。

（6）本プロジェクトに関連する我が国の主な支援活動

- ・ 2000年以降、PCGに対し人材育成及び海上法執行能力強化にかかる技術協力プロジェクトを4件実施済みであり、現在「フィリピン沿岸警備隊船舶運用整備計画・海上法執行能力強化プロジェクト」（2019年6月～2022年6月）を実施中。
- ・ 課題別研修「海上保安政策プログラム」により、海上保安庁及び政策研究大学院大学の協力を得て、ASEAN他国とともにPCGの初級幹部職員向け海上保安政策に係る修士レベル研修を実施中。
- ・ 「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化事業（フェーズ1）」（2013年12月L/A調印）で供与された44m級多目的船10隻及び「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化事業(フェーズ2)」（2016年10月L/A調印）で供与される97m級多目的船2隻の一部は、本事業を通じて整備されるPCGスービック拠点を母港とすることを想定。
- ・ 「フィリピン国スービック湾地域開発に係る技術支援【有償勘定技術支援】」（2020-2022）では、比側の要請に基づき、PCG拠点の一部移転に係る技術的助言を行い、同助言を踏まえ比側にて移設候補地点を決定した。

第4条 業務の目的と範囲

本調査は、「第5条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第6条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、もって我が国の有償資金協力事業として本事業を実施するにあたってJICAが行う審査に必要な調査を行うことを目的とし、「第7条 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

第5条 実施方針及び留意事項

（1）円借款検討資料としての位置づけ

本業務の成果は、本事業に対する円借款の審査をJICAが実施する際の検討資料及び当国の事業承認の基礎資料として用いられることとなる。本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分JICAと協議し、承認を得る。

また、本業務で検討・策定した事項が実施機関／関係機関への一方的な提案とならないよう、借入国政府と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とする。

一方、当該審査の過程において、対象事業の内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性に留意し、借入国関係者に本業務の調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう留意する。

本調査では、積算額に関する先方政府との認識の一致に特に留意する必要がある。従って、本業務においては、当初想定されていた技術仕様や当該技術仕様に基づく積算額について先方政府または実施機関と認識の一致を図り、協議・調整状況について速やかにJICAに情報共有を行うとともに、必要に応じ協議議事録を作成する。協議議事録は、原則としてファイナル・レポートに添付する。

(2) 審査の重点項目

本業務の成果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、取りまとめに際して、JICAから別途指示する基本的な基準、様式に従ってとりまとめること。なお、本事業では内部収益率（IRR）を計算しない。

- 1) 適用される技術基準
- 2) 施工計画
- 3) 調達計画
- 4) 事業費
- 5) 事業実施スケジュール
- 6) 事業実施体制
- 7) 運営・維持管理体制
- 8) 運用・効果指標
- 9) 環境社会配慮

また、審査に当たり必要な項目の追加を指示する可能性がある。

(3) JICA本部への事前説明・確認

本業務の成果（協議資料等の中間的な成果を含む。）について借入国政府側の関係省庁・機関に提示する場合には、JICA本部に事前に説明・確認の上、その内容について承認を得るものとする。借入国政府、特に実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかにJICAに報告し、対応方針について指示を受けること。

なお、JICAへの説明・確認については、対面、オンラインによる会議形式で行うことを原則とし、困難な場合は電子メール等による実施も可とする。打合せ後は、必要に応じて受注者にて打合簿を作成し、監督職員の確認を得る。

(4) JICAによるファクトファインディングミッション及び審査への協力

本調査の成果を踏まえ、JICAは、本事業の迅速化を企図し、本体の円借款供与に対するファクトファインディングミッション（以下、「F/F」という。）及び審査を2023年度以降に実施することを想定している。その際、必要に応じて、JICAによる調査ミッション（キックオフ、対象範囲の決定、レポート説明協議等）を実施することを想定している。F/Fや調査ミッション等の前に、調査の進捗報告を行うとともに、ミッションの日程の一部同行し、情報収集や本事業内容の検討に向けた支援を行うこと。また、審査前に、JICAからの調査結果に関する情報提供依頼があれば速やかに回答すること。なお、F/Fや審査等の日程については変更の可能性があるため、時期についてはJICAに確認すること。

(5) 先行業務から得られる情報のレビュー及び活用

本調査に先立って以下の先行業務が実施されているところ、かかる先行業務から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査実施が求められる。プロポーザルにおいて、先行業務から得られる情報と本調査で必要な項目について整理し、本調査で調査すべき事項についてその理由と共に提案すること。また、先行業務との整合性には十分留意した上で調査を実施すること。

先行業務一覧

フィリピン国スービック湾地域開発に係る技術支援【有償勘定技術支援】（2020-2022）

（6）調査における地理的な対象範囲

本調査における自然条件調査、事業実施スケジュール（施工計画、工事安全対策等を含む）、環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所（及びその周辺）のみならず、本事業を実施するにあたって必要となり、かつ実施機関により提供されるべき用地（例：土取り場、土捨て場、工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラ、等）（及びその周辺）についても考慮に含まれることに留意する。

（7）本邦技術の適用／本邦企業の参入促進

本事業に関連する機材、設備、工法等で本邦企業に優位性がある技術について把握し、本事業における本邦技術活用（の可能性）について「第6条 業務の内容」の指示に従い検討する。検討にあたっては本邦技術を適用することによる経済性の向上、工期短縮、環境負荷軽減や工事中及び供用後の安全性向上などの可能性を幅広く検討し、その結果をJICAへ報告し、確認を得るとともに、適用を提案する本邦技術について先方関係官庁・機関と十分に協議・調整を行う。

さらに、本邦企業の事業参入促進にあたっては、関連本邦企業の参入意向に留意しつつ競争性確保を図ることができるよう検討する。

加えて、日本の中小企業を含めた本邦企業が有する技術、製品、アイデアの活用の可能性があれば、プロポーザルで提案する。JICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業に関する情報は、以下のJICAのウェブサイト

（https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/sme/index.html）を参照し、過去の採択事業リスト等も参考にする。

（8）環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）（以下「JICA環境社会配慮ガイドライン」という。）に掲げる港湾セクターカテゴリBに分類されている。調査の進捗に伴い配慮すべき環境社会影響が新たに判明した場合などは必要に応じてカテゴリ分類を変更することがある（「JICA環境社会配慮ガイドライン」2. 2. 7）。この場合には、追加で必要となる業務内容等を含め、契約変更の協議を行う。

本調査においては、JICA環境社会配慮ガイドラインにそって、借入国政府の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続き、世界銀行セーフガードポリシー等を必要に応じて参照しつつ「第6条 業務の内容」に示す業務を行う。

借入国政府の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続きの内、特に重要と思われるものは”DAO 2003-30 Revised Procedural Manual Implementing the Philippine Environmental Impact Statement System (PEISS)”だが、これに関わらず必要なものは適宜参照すること。

また本調査における環境社会配慮において特に留意すべき点は以下の通りである。
【環境影響】

- ・ 汚染対策：工事中は、大気汚染、水質、廃棄物、騒音・振動、底質等の影響が想定される。供用時は、大気汚染、水質、廃棄物、騒音・振動、底質、施設設置による水系変化等の影響が想定されるため、本調査を通じて想定される影響と緩和策等の詳細を確認する必要がある。
- ・ 自然環境：想定される事業候補地周辺は保護区等の影響を受けやすい地域には該当しないが、仮に協力準備調査中に事業サイトが変更となる場合はIBA（Important Bird Area：重要野生生息地）/KBA（Key Biodiversity Area：生物多様性重要地域）内もしくは近傍になる可能性がある。
- ・ 海上を埋め立てるため、水質汚濁・底質の改変等による生態系への影響が想定される。また、サンゴ礁やマングローブの生息する海域の場合は、JICA環境社会配慮ガイドライン上の影響を受けやすい地域に含まれること、それに伴いカテゴリーの変更要否および重要な自然生息地該非にかかる検討が求められるため、これらの生息が確認された場合には速やかに発注者に情報を共有して対応を検討する必要がある。具体的には、サンゴ礁は特に移植が難しく、水質汚濁・底質の改変等の影響を受けやすいため、仮に事業地に生息している場合は、海況情報（流向、流速、水温、塩分、濁度、透明度）を調査・把握することが想定される。海況調査の必要性が確認された場合、発注者は変更契約を通じて追加検討する。
- ・ 仮にIUCNレッドリストのCR、EN、VU、NT種が生息している場合、重要な自然生息地の該非の確認及び該当する場合にはJICA環境社会配慮ガイドラインのFAQで示されている重要な自然生息地で事業を実施するための3条件の確認が必要となる。

【社会影響】

- ・ 本事業では用地取得も想定されうるが、現時点で住民移転は想定されていない。一方で漁業（家庭内消費含む）への影響が想定される。正確な用地取得の面積や住民移転・生計手段の喪失の有無・規模は調査にて詳細を確認する必要がある。
- ・ 将来的に事業地が増え、住民移転が発生する場合はカテゴリーの変更も生じうるため調査の中で確認する必要がある。なお、住民移転の有無及び規模については業務の初期段階で確定させる必要がある。

（9）施工時の安全対策について

本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し（例：安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等）、（コンサルティング・サービスを含む）事業費や工期、施工方法の検討に反映する。かかる検討に際しては借入国の建設分野に適用される労働安全衛生法制、及び関連の各種基準を確認すると共に、「JICA安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）」（2021年2月）を参照すること。JSSSは円借款事業で一般的に発生する工種や現場の状況における工事安全上の最低限の要求事項を示したものであり、円借款事業の建設工事を伴う契約の一部として使用することが広く推奨される。

なお、同仕様書は一部円借款融資対象契約においては適用することを想定していないが（仏語圏／西語圏、FIDIC契約約款を用いない契約については不適用）、その内容に鑑み、本事業の実施段階で使用される、されないにかかわらず内容を十分に理解した上で調査を実施すること。

また、借入国側の対応が求められるような事項（用地確保や交通規制等）については、対応をとるべき当事者、調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述する。

(10) 調査実施段階、及び事業実施段階における治安上の安全対策

当該事業の借入国／事業対象地域は、一般犯罪やテロ等の治安面でのリスクが一定以上あると認識されているところ、調査実施に当たってはJICA安全対策措置（渡航措置及び行動規範）に従うこと。

さらに、概略設計や事業費の積算等に当たっては、業務主任者は安全対策計画についても責任を負うこととし、JICAから提供される「安全対策ガイダンス」（2019年4月）を参照しつつ、事業実施時に必要となる治安上の安全対策を検討し、別途指定する様式に従い、案件別安全対策検討シート（案）を作成すること。

(11) Information and Communication Technology (ICT) 技術の活用¹

建設分野における生産性向上の観点から、建設におけるICT技術の活用が期待される。本調査では、Construction Information Management (CIM) 又はBuilding Information Management (BIM) の導入を検討する。調査設計段階からの3次元モデル導入により、設計から施工、維持管理までの一連の業務効率化や、工期短縮・品質向上・安全性向上等が効果として期待されるが、本調査においては、下記の項目における活用が想定される。

CIM/BIMの適用が想定される項目：概略設計後の完成予想図の作成

加えて、測量・設計・積算等の業務効率化や、工期の短縮、品質・安全性向上等に資する先端技術（例：UAV、航空LiDAR、衛星DEM、AI判読、等）の活用が見込まれる場合には、プロポーザルにて提案すること。

(12) 調査データの提出

デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進の観点から、JICAでは事業を通じて得られるデータを集約し、効率的・効果的な案件管理・案件形成を目指す方針としている。JICAとして集約すべきデータの種類や様式について検討段階にあり、本調査では今後の検討の材料として試行的に調査データの取得を実施する。自然条件調査、需要調査、ベースライン調査等を通じて得られる調査データに関し、位置情報が含まれるデータについては後述する様式に従いJICAに提出する。将来的には調査データの取得に当たっては可能な限り位置情報の取得を求めることを想定しているが、本調査においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。なお、調査データの取得に当たっては、当該協力準備調査の実施対象地域の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合或いは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、JICAが当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出すること。

データ格納媒体：CD-Rを基本とする。CD-Rに格納できないデータについては提出方法をJICAと協議する。

データ形式：KMLもしくはGeoJSON形式とし、ラスターデータに関してはGeoTIFF

¹ この他にも効果的な活用法がある場合、プロポーザルにて提案すること。

形式で提出する。なお、Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを最終報告書に合わせ提出する。

(13) リスク管理シート (Risk Management Framework) について

開発途上国における円借款事業は、実施段階で十分な監理を行っても期限内・予算内に完成しないケースや、事業完成後の便益が当初の想定水準に達しないケースがあり、大型のインフラ事業においてこのような状況をもたらす影響は特に大きい。こうしたケースの発生を未然に防止しつつ、審査段階および実施（案件監理）段階において発生し得る問題への対応策を予め検討しておくためには、案件形成の初期段階において潜在的なリスク要因の特定および対応策の策定を行う必要がある。これを踏まえ、本業務においてはJICAが提示する様式を用いて、本事業のリスク及びその対応策を取り纏める。

(14) 先行業務における検討について

本事業の協力準備調査の先行業務にあたる「フィリピン国スービック湾地域開発に係る技術支援【有償勘定技術支援】（2020-2022）」では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、主にスービック湾都市開発庁 (Subic Bay Metropolitan Authority : SBMA) の有する情報やオープンソースを中心とした分析を通じて、PCG拠点の整備候補地に係る技術的助言を実施した。

フィリピン政府による調整の結果、本事業の候補地はスービック湾内のレドンド半島側に位置するSitio Kinabuksan（以下「C3」。）というエリアを想定しているが、同エリアは基本的には既存道路等も存在しない未開発地域であり、先行業務においても、SBMAからも同エリアの自然条件や環境社会配慮に係る詳細データの提供はなく、本調査内では全体的な自然条件調査や環境社会配慮調査を通じた現状確認が必要になる。

先行業務では本事業に係るプレFSレベルの調査、及びC3の現地踏査は実施していないことから、本調査では十分な現地踏査を通じて現状確認すると共に、既存データは極めて限定的である点に留意しつつ自然条件調査・環境社会配慮調査等を実施すること。また、(15) 以下で記載する設計の想定等に関しても現時点での想定である点について留意すること。

(15) 上物施設及び港湾施設の設計に係る現時点での想定

本事業を通じて設計を予定している上物施設・港湾施設は「第3条 事業の概要（要請内容）（3）事業概要」に記載の通り。これらの施設に係る考え方・補足は下記に列記する通り。調査開始直後に施設の運用機関であるPCG等と協議し、必要に応じPCG等の要望等を踏まえ内容を見直すこと。

1) 上物施設の設計に係る留意点

- ① マニラからスービック拠点へ移動する人員は、約 250 名を想定（乗組員除く）。
- ② 船舶は、97m 級 MRRV（多目的船）2 隻、83m 級 OPV（海洋巡視船）1 隻、44m 級 MRRV4 隻を含む 10 隻程度の大型船の移転収容及び利用を想定。
- ③ JICA が実施した「フィリピン国スービック湾地域開発に係る技術支援【有償勘定技術支援】（2020-2022）」を通じて PCG と確認した結果、居住棟（宿泊棟）は最大 250 名収容、船艇運用部門棟は 200 名程度を想定。他の棟については PCG から具体的要望を現時点で聴取できていないため、10～20 名規模の収容人数を想

定（本調査で要確認）。

- ④ 警備業務棟は、爆発物や禁止薬物の取締り等を行うチームが事務処理・待機・訓練等を行う施設を指す。環境・ポートステート・コントロール関係棟は、海外船舶の監視及び検査に加え、海上の水質検査・油分検査を行うための施設。
- ⑤ 上物施設の設計にあたっては、マニラ所在の PCG 本部との業務連絡や要人移動のためのヘリポート及びヘリポート用の燃料施設等の要否、必要な通信設備の要否及びスペック等についても確認すること。

2) 港湾施設の設計に係る留意点

船艇係留施設、耐震強化岸壁（延長240m、水深-10m）に加え、修理・維持補修施設等。防波堤整備や航路・泊地浚渫の必要性については本調査の中で確認すること。

（16）事業候補地及び設計上の留意点について

上記（14）の通り、本事業の候補地はレドンド半島側に位置するC3というエリアを想定しており、2022年2月にはC3を前提とした拠点整備及び協力準備調査要請がフィリピン政府より表明された。C3地点の特徴を踏まえた設計上の主な留意点は以下の通り。なお、実際の設計にあたっては事業の目的・机上分析及び現地踏査結果・その他諸条件を踏まえた前提条件（構造基準を含む）をフィリピン側と再度整理、検証した上で実施すること。

① アクサンジン川を考慮した設計について

C3地区全体は約50ha規模であるが、JICAが実施した「フィリピン国スービック湾地域開発に係る技術支援【有償勘定技術支援】（2020-2022）」における技術的助言の結果、アクサンジン川の南部（同河川の河口部付近の浅部を活用し、埋め立てにより広い用地確保が可能と考えられる箇所）に整備することが検討されている。アクサンジン川は堀込河道であり増水時には河川が氾濫する恐れがあるほか、砂州が形成され河道が閉塞されると河道面積が小さくなるため、上流側が氾濫する恐れがある。

このため、本施設の設計においては砂州形成を避けることを念頭に置きつつ、本港湾施設の外郭（現時点では、4.0m前後の埋立てを想定）を堤防とし拠点への氾濫を防ぐと共に、PCG拠点の方向に河川が流れてこないよう本港湾施設の外郭が道流堤の役割を担うことを想定している。

② 想定し得るアクセス道路のパターンについて

C3へのアクセスに関しては、現時点ではレドンド半島中央部の山岳地帯を通過するパターンと沿岸部を通過するパターンの2つのオプションが想定される。「フィリピン国スービック湾地域開発に係る技術支援【有償勘定技術支援】（2020-2022）」の技術的助言の結果、コスト面を踏まえ沿岸部を通過するパターンを想定（2車線想定。総延長：8.6km。現道改良1.1km、新設7.5kmを想定。橋梁5本含む。）しているが、沿岸部を通過する場合は民間企業等との調整が必要になる可能性がある。一方、山岳地帯を通過する場合にはトンネルの必要性等も指摘されており、沿岸部を通過する場合と比較し大幅に事業費が高騰しPCG拠点本体の整備費用を超える懸念がある。

このため、本協力準備調査では沿岸部を通過する道路を前提に概略設計を進めるが、アクセス道路の路線計画の代替案検討においては、沿岸部を通過するパターン内の代替案検討に留まらず、山岳地帯を通過するパターンについても同検討の対象に含めること。

また、アクセス道路の設計にあたっては地権者であるSBMAをはじめ関係機関とも協議しつつ、可能な限り民間企業等にリースされている土地と重複しない線形を妥当なコストで提案することが期待される。そのために、現地踏査と既存又は収集資料の比較を通じて用地境界を確認し、概略設計で提案する道路の線形が民間企業等にリースされている土地と重複しないか確認する必要がある。

加えて、C3両側には急斜面（岩山）が位置しており、アクセス道路の線形の制限要因となりうるため、係る自然環境面の制約も考慮し線形を検討する必要がある。

③ 道路整備における交通需要予測について

本事業で整備するアクセス道路はレドンド半島の開発及び産業活性化に貢献することも期待されている。このため、将来的な周辺開発も見据えフィリピンの国道整備基準に沿った本格的な幹線道路としての整備も想定し得るが、レドンド半島のC3エリア周辺には現時点で具体的な開発計画は確認できておらず、沿岸ルートの沿線に拠点を構える企業も限られている。

このため、将来的な交通需要を予測することは容易でないと考えられるほか、幹線道路を前提とした道路設計は、本事業に求められるアクセス道路の要求水準を超える可能性もある。このため、本調査開始時点では、あくまでPCG拠点へのアクセスに必要な水準の道路整備を前提とした交通需要予測を実施し、幹線道路を想定した水準の交通需要予測は求めない。

ただし、フィリピン側が強く幹線道路の設計を望む可能性もあるため、本調査開始後速やかに本調査の上記方針をフィリピン側に説明しつつ、先方の意向を確認すること。仮にフィリピン側が幹線道路基準の道路整備を強く望む場合、フィリピン側のビジョンや具体的な開発計画の有無をはじめ、幹線道路整備の妥当性を検討するために収集すべき情報や必要な前提条件、幹線道路整備により想定されうるプロコンを整理・確認した上で、発注者と幹線道路の検討要否に係る協議を行うこと。その結果、発注者が幹線道路の検討について妥当性を認めた場合は、交通需要調査の調査内容の追加や団員の追加配置を含め、同検討に必要な費用を変更契約で追加検討する。

④ 埋立て及び掘削土砂の有効活用について

C3付近の海底勾配は急であるため、現時点では岸壁の所要水深を確保可能な水深10m地点を埋立法線としている。また、総面積10haを確保するため陸の傾斜地を掘削し埋立柱材として活用することを想定しており、現時点の推計では埋立て土量60万立米程度に対し掘削土量は100万立米程度となる見込み。なお、高さ40m程度の掘削斜面の防護も必要となる見込み。事業コスト縮減の観点で掘削土砂の有効活用が求められる。

（17）関係官庁及び実施機関の調整

「第3条 事業の概要（要請内容）（5）関係官庁・機関」に記載の通り、事業におけるアクセス道路の占めるポジションが大きいことから、本事業の実施機関となるDOTr（及び本拠点を実際に運用するPCG）に加え、DPWHも交え調査及び事業の進め方における整理を図ることも想定される。

また、PCG拠点の移設候補地点の検討・決定においてはDOFの関与が大きいため、インセプション・レポートやインテリム・レポートなどの各種協議に際してはDOFにも情報共有を行うことが求められる。

主な実施機関と想定されるDOTrやPCGに加え、受注者はこれらの諸関係機関とも密

に情報共有を行いつつ本調査にあたること。

(18) 内部収益率の計算について

本事業はPCGスービック湾地域拠点を整備するものであり、主な便益は海難救助活動を通じた人命の救助や海上法執行を通じた違法行為の軽減等、海上安全の強化である。一方、人間の生命の機会費用を貨幣換算することは不可能であり、IRR指標による定量的判断が困難であるため、過去のフィリピンにおける海上保安の事例も踏まえ、本調査ではEIRR及びFIRRを算出しない整理としている。このため、経済分析に係る担当団員は積算不要だが、通常、フィリピンで事業を承認するための会議であるNEDA Board meetingではEIRR（10%以上）の提示が求められるため、事業の性質上EIRRは不要と判断している旨について、調査開始早期（インセプションレポートの説明時）にフィリピン側（特にNEDA）とも議事録で確認すること。仮にEIRRの提示が必須であり、かつフィリピン側の主張が妥当と発注者が認める場合に限り、変更契約にて団員追加することも検討する。

第6条 業務の内容

(1) 業務計画書の作成・提出

業務計画書を共通仕様書第6条に従い作成し、JICAに提出する。

(2) インセプション・レポートの作成・協議

- 1) 借入国政府からの要請関連資料及び既存事業の結果等の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。特に先行業務における課題点や更新が必要な箇所を整理し、借入国政府側にて検討・調整が必要な事項、現地ですらに収集する必要がある資料、情報、データをリストアップし、全体調査計画に反映する。
- 2) 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成し、JICAに事前確認を求める。
- 3) 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、実施機関、関係省庁・機関に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

(3) 事業の背景・必要性の確認・整理

対象事業の背景や必要性を確認・整理するために必要な以下の情報収集、分析を行う。

- 借入国の開発計画、海上安全セクターの上位計画等における事業の位置づけ
- 事業対象地域及びその周辺の経済・社会・環境の状況（当該地域の開発計画、産業構造、人口分布、自然保護区域の有無、等）
- 海上安全／海上保安に係る政府の政策・計画
- 対象事業と関連する情報（フィリピンにおける海上犯罪の状況、海難事故の発生状況、PCGの活動・人員配置計画、PCGの施設整備計画、PCG所管船舶の配備・維持管理状況、PCGマニラ庁舎の面積・施設状況・停留施設の状況・船舶関連物資の収容拠点の所有者、現状の維持管理状況等）

(4) 自然条件調査等²

概略設計、施工計画、積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が自然・社会・生活環境に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化する設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査等を行う。SBMA が有する既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、及び既存データでは十分な情報が得られない際は下記に該当する調査を行う。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

1) 気象・海象調査

- ・ 調査目的：防波堤の配置や構造、港内静穏度等の検討をするために必要な情報を把握する。
- ・ 調査内容：降水量、風況、波浪、潮位データの収集・整理もしくは観測等（要すれば波浪推算も実施）
- ・ 成果品：調査・観測結果

2) 水文・水理調査

- ・ 調査目的：護岸等の天端高の検討に必要な情報を把握する
- ・ 調査内容：水位、流量、地下水等のデータの収集・整理及び観測、過去の洪水氾濫の状況、河川に関する既存計画の調査
- ・ 成果品：調査・観測結果

3) 深淺測量

- ・ 調査目的：海上構造物の計画や埋立て・浚渫土量等の検討をするために必要な情報を把握する。
- ・ 調査内容：音波探査等
- ・ 成果品：海底地形図

4) 底質調査

- ・ 調査目的：構造物を建設する周辺の海底面の状況を把握するとともに、施工時の底質管理のベースラインとする。
- ・ 調査内容：底質採取及び分析、重金属分析、潜水観察等
- ・ 成果品：分析結果、観察結果

5) 水質調査

- ・ 調査目的：対象区域における現在の水質を把握するとともに、施工時の水質管理のベースラインとする。
- ・ 調査内容：pH、塩分濃度、溶存酸素量（DO）、化学的酸素要求量（COD）等
- ・ 成果品：試験結果

² 具体的な自然条件調査等の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量、所用期間等）については、特段の指定がない限り、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。なお、上記項目以外に必要なだと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

6) 地形測量

- ・ 調査目的：現地踏査と既存又は収集データの比較を通じて、用地境界を確認する。また、構造物の平面計画及び道路計画を検討するために必要な情報を把握する。
- ・ 調査内容：現地踏査、GPS測量等
- ・ 成果品：踏査結果、地形図

7) 地質調査

- ・ 調査目的：構造物建設の位置決定、地盤改良の要否・工法の検討、岸壁・護岸構造の検討、切土斜面の防護工の検討等に必要な情報を把握する。
- ・ 調査内容：地表踏査、海上及び陸上ボーリング、標準貫入試験、室内試験等
- ・ 成果品：踏査結果、地質図、ボーリング柱状図

(5) 代替案の検討

上記各種調査や先行業務等のレビューから得られた情報に基づき、経済性、施工性、維持管理、環境社会面の影響の回避・最小化等の観点から、「プロジェクトを実施しない」案も含め、必要な代替案の検討を行う（下記において特に指定のある事項については必ず代替案の検討を行うものとするが、それ以外でも検討すべき事項があれば、それらについても代替案の検討を行うこと）。

代替案検討が求められる項目

<港湾施設>

- ・ 港湾施設の規模・配置計画
- ・ 係留施設／岸壁の構造形式

<アクセス道路>

- ・ 路線計画
- ・ 橋梁形式

(6) 概略設計

上記各種調査や先行業務等のレビュー、代替案の検討を踏まえ、以下の概略設計を行う。なお、概略設計実施にあたっては、当該事業に係る設計方針を提案し、JICA本部へ協議・承認を得るとともに、先方実施機関からの合意を得る。

また、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照して設計総括表を作成し、JICAに対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。概略設計においては、CIM/BIMの活用の具体的な内容を反映すること。

なお、関連用地の設計においては、隣接する河川の氾濫による浸水を防止するため、第6条（4）1）及び2）の調査結果も踏まえて設計水位を設定の上、適切な護岸等の天端高を設定すること。護岸等の設計にあたっては、港湾側（南側）に護岸等を整備することで対岸の浸水リスクの増加が懸念されるため、その影響及び対策についてもあわせて検討すること。

これに加え、台風や洪水等の自然災害発生時の備えとして、①自らの基地の機能を維持させるため、（例えば1週間）基地施設を維持させられるだけ発電可能な「大型発電機（設備）」及び軽油などの「発電機用燃料タンク」の設置、②PCG所属船艇・

ヘリコプター用の燃料タンク（重油、軽油、ガソリン、ケロシン）及び給油設備の設置、③被災者受け入れを想定し、トイレ、シャワー等水回りを充実させた広めの武道場や体育館の設置、④被災地支援を想定した災害用の可搬型発電機、小型プロパンガス等用の備蓄倉庫の設置等も検討し得る。PCGの役割を精査した上で発災時の拠点維持、及び被災地支援機能に必要な機能付与の必要性も併せて検討し、必要に応じて概略設計で提案すること。

1) 道路の線形設計

- ・道路平面設計（縮尺1/1,000）
- ・道路縦横断設計（20mピッチ）

2) 道路の構造設計

- ・舗装設計
- ・橋梁設計
- ・道路・斜面施設設計
- ・擁壁等構造物の設計及びその他小構造物の設計（斜面施設、排水施設等）

3) 港湾計画

- ・港湾の機能及び港湾施設の規模、配置に関する計画（自然条件調査の結果を踏まえ、要すれば防波堤の配置検討においては静穏度解析を実施）

4) 港湾構造物の設計

- ・岸壁・係留施設設計
- ・防波堤設計
- ・埋立て・護岸設計（地盤改良含む）
- ・船揚場の設計
- ・関連用地の設計（切土斜面の防護工含む）

5) 建築・ユーティリティ施設の設計

- ・建築施設設計
- ・電気設備設計
- ・通信設備（マニラ本部等との通信を想定）
- ・その他施設の設計（居住棟等の上物施設、上下水道施設等）

6) 完成予想図（CIM/BIMを活用したCG等）

3次元モデルを含むCIM/BIMを活用する等して、完成予想図を複数箇所作成する。

(7) 事業実施計画の策定

1) 施工計画（仮設・架設を含む）

建設工法、施工手順、排水等の仮設備計画、及び資機材等の調達方法・輸送ルート・手段及び施工に必要な工事用道路、ストックヤード等の用地取得計画を施工計画にて提案する。施工計画の策定に当たっては、可能性のある施工ヤード、資機材の搬出入方法、掘削土の搬出・処分方法などの調査結果も踏まえる。

また、想定される事業地の周辺の既存道の状況を踏まえ、工事用道路としての使用可能性に配慮して、必要に応じて周辺既存道路の改修計画も考慮する。

2) 建設期間中の交通管理計画及び安全管理計画

安全対策に係る借入国の法令及び「JICA安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）（2021年2月）を確認の上、工事安全対策並びに事業地周辺の交通への負荷を考慮した交通管理計画を提案する。また、治安上の安全対策として必要

な経費が発生する可能性がある場合はJICAから提供される「安全対策ガイダンス」（2019年4月）を参照しつつ、事業費に計上する。

3) 特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法

特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法がある場合には、施工計画の中で明確にする。

4) 必要な資機材の調達事情

事業で使用する主な資機材について、借入国、隣接国又は第三国での調達可能性を整理する。

5) 資機材調達計画

本事業で調達する主な資機材について、最も合理的な調達先を整理し、資機材調達計画を策定する（施工段階での陸上・海上輸送計画、維持管理段階で必要となる部材・パーツ・機材の調達計画を含む。）。

6) 事業実施スケジュールの策定

施工計画、資機材調達計画、相手国政府の手続きや用地取得等を踏まえて、月単位のバーチャート形式のスケジュールを策定する。また、施工・調達にあたって重要な項目及び環境社会配慮や森林・耕作地（休耕地を含む）、使用許可、用地取得等の外部条件を調査・整理して、バーチャート上に示す。その際には、施工にあたって必要となる資機材の仮置き場及び工事用地の確保、施工に必要な工事用道路構築等に要する期間について適切に反映する。

(8) 本邦技術の活用可能性の検討

1) 事業における技術的ニーズ

本事業に要請される技術的なニーズ（施工性、維持管理性、必用に応じて耐震性・耐風性など）を整理する。

2) 活用可能な本邦技術・工法

本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績、類似技術を整理する。また、競合国企業の技術レベル、施工実績等も整理する。

なお、本邦企業に優位性があると考えられる技術として以下を想定するが、提案を求める技術を以下に限る趣旨ではない。

- ・急速施工
- ・耐震性に優れた岸壁、護岸構造 等

3) 借入国が活用を希望する本邦技術・工法

借入国が活用を希望する本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績、類似技術を整理する。

4) 本事業で適用されるべき本邦技術・工法

上記検討、及び先方関係省庁・機関の意向を踏まえ、本事業で適用されるべき本邦技術・工法について、提案する。

5) 本邦調達比率の算定

本事業はSTEP適用が想定されているところ、本邦調達比率（全体・各パッケージ）を算定のうえ、パッケージごとの本邦企業の参入可能性を整理する。

(9) 事業費の積算

事業費については、以下に従って積算する。

1) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載せず、別途JICAに提出する。このうち、下線部についてはその算出方法等をJICAから指示することがある。

ア. 本体事業費

イ. 本体事業費に関するプライスエスカレーション

ウ. 本体事業費に関する予備費

エ. 建中金利

オ. フロントエンドフィー

カ. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

キ. その他1（融資非適格項目）

- ① 用地補償等
- ② 関税・税金
- ③ 事業実施者の一般管理費
- ④ 他機関建中金利

ク. その他2（融資非適格項目※）

- ① 完成後の委託保守費
- ② 初期運転資金
- ③ 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用

※案件の性質によっては融資適格項目とすることが可能。

2) 事業費の算出様式

事業については、別途JICAから提供されるコスト積算支援ツール（Excelファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。なお、コスト積算支援ツールの動作環境は、64bit版Windows OS(Windows 10以上)を推奨している（Macintoshは推奨しない）。

3) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月版）」を参照する。

4) 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

5) 直接工事費・諸経費の内訳

直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）、諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の内訳について、算定根拠（バックデータ、適用した積算基準等）とともにJICAに提出する。

なお、直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）は、予備設計レベル（百番台）と同等以上に細分化すること。

また、諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）については、率計上分に加えて、積上げ計上分も含むものとする（積上げ計上については、具体的に計上した費目が分かるように明記すること。）。

6) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、事業目的の達成を前提としてコスト縮減の可能性

がある事項を整理し、コスト縮減策をとることができる場合の制約条件とその効果にかかる検討結果を別途JICAが指示する様式にとりまとめ、提出する。特に主要な本邦技術・工法については、従来技術・工法とのコスト比較は必須とする。

7) 類似事業との概略事業費等の比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナーや借入国政府等が実施した類似事業について以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」（様式の指定なし）を簡便に作成し、概略事業費の妥当性を示す資料として報告書には記載せずに別途JICAに提出する。

- ・ 実施時期
- ・ 事業費（総事業費（当初見積額・実績額）及び内訳）
- ・ 設計条件・仕様
- ・ 入札方法（資格要件、国際入札／国内入札等）
- ・ 契約条件（総価方式／BQ方式、支払条件（履行保証の有無等）等）
- ・ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理・保安対策等）

(10) 調達計画の策定

概略設計、施工計画に基づき、調達すべき資機材の数量を算出する。また、将来のコントラクター応札の観点から契約形態に相応しいパッケージ分けを検討し、パッケージごとに外貨・内貨の内訳を設定根拠とともに明らかにする。検討にあたっては「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2012年4月）」、及び各種標準入札書類の内容を踏まえること。なお、下記2)～4)の内容については報告書には記載せず、別途JICAに提出する。

1) 借入国における当該類似事業の調達事情

- ・ 当該事業で実施される類似の工事／設備導入にかかる入札と契約にかかる一般事情
- ・ 現地施工業者の一般事情（施工実績、保有する建設機械等）
- ・ 現地コンサルタントの一般事情（詳細設計、入札補助、施工監理における経験・能力）

2) 入札手法、契約条件の設定

- ・ 調達方式
- ・ 契約約款
- ・ 契約条件書等の設定の基本方針
- ・ 適用するJICA標準入札書類 等

3) コンサルタントの選定方法案

- ・ ショートリストの策定方法
- ・ コンサルタントのプロポーザル選定方法（QCBS/QBS）等

4) 施工業者の選定方針案

- ・ 資格要件の設定
- ・ 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
- ・ Local Competitive Bidding（LCB）の採否 等

(11) 事業実施体制の検討

1) 実施機関の体制（組織面）

実施機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制などを整理する。

2) 実施機関の体制（財務・予算面）

実施機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理する。

3) 実施機関の体制（技術面）

実施機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。

4) 実施機関の類似事業の実績

実施機関が事業主体となった同規模の事業の実績（実施中を含む）・課題を整理する。

5) 実施段階における技術支援の必要性

事業実施体制について、上記1)～4)における課題及び必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討し、提案する。

(12) 運営・維持管理体制の検討

1) 運営・維持管理機関の体制（組織面）

運営・維持管理機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制などを整理する。

2) 運営・維持管理機関の体制（財務・予算面）

運営・維持管理機関の財務状況を予算実績や開発計画における見通し等を通じて整理することで、運営・維持管理体制の財務的持続性を確認する。加えて、完成後の運営・維持管理予算の見込み額を確認する。

3) 運営・維持管理機関の体制（技術面）

運営・維持管理機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。

4) 運営・維持管理機関の運営・維持の実績

運営・維持管理機関が運営・維持している施設の名称、規模、立地地域などを整理する。

5) 運営・維持管理段階における技術支援の必要性

運営・維持管理体制について、上記1)～4)における課題及び必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討し、提案する。

(13) 実施機関負担事項の確認

1) 用地の取得・確保（作業用地、土取り場、土捨て場等を含む）

工事実施に必要となる用地について、所有者、規模、位置、アクセス方法、取得完了予定時期、実施機関の責任・役割を整理する。また、作業用地、土取り場、土捨て場については、位置、規模の概略、許認可を確定する。

2) 住民移転

住民移転が生じることが判明したケースについて、既存の地籍図等を基に正規・非正規別の移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を整理する。

3) 支障物移設

支障物移設について、支障物の種類ごとに移設完了時期（移設に必要な期間）、占有物件管理者・実施機関の責任・役割を整理する。

4) 事業実施に必要な許認可

事業実施に必要な許認可について、許認可権者、許認可取得に要する期間、実施機関の責任・役割を整理する。

5) 工事实施上の規制（工事安全、環境等を含む）

工事实施上の規制について、規制権者、実施機関との関係を整理する。

6) 発災時に備えた船艇用燃料タンクの整備要否

発災時に備え船艇用の燃料タンク（重油、軽油）を整備することが望ましいが、日本では民間燃料業者に依存している「船艇用燃料」について、民間の燃料タンク施設及び船艇に給油するためのバージ船（重油や軽油）や軽量を扱うのに適したタンクローリー（小型艇用の軽油）が存在するか確認する。仮に存在しない場合、船艇基地と燃料タンクは併設すべきものであるため、先方負担とすべきか整理する。

7) 士官・幹部用居住区の整備要否

本事業を通じて整備予定の「居住棟」が船艇要員等の居住場所のみを想定する場合、士官や幹部用居住場所の要否について確認し、先方負担とするか整理する。

(14) 環境社会配慮に係る調査

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）（以下、「JICA環境社会配慮ガイドライン」）に基づき、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領（2019年11月）」に基づくこととする。また、相手国等（関係官庁・機関）と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）＜参考資料＞の環境チェックリスト案を作成する。

環境社会配慮に関する主な調査項目は、以下のとおり。本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため、現地専門家へのヒアリング等も含め現地再委託にて実施することを認める。

1) ベースとなる環境社会の状況の確認

汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、現地での測定に基づくデータの収集を含む。また、隣接する地域で環境社会配慮調査が過去に実施されている場合には、既存のデータも参照しつつ必要な情報・データを収集すること。

2) 借入国政府の環境社会配慮制度・組織の確認

- ・ 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
- ・ 当国の制度における手続きや所要期間
- ・ 「JICA環境社会配慮ガイドライン」との乖離及びその解消方法
- ・ 関係機関の役割

3) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施

4) 影響の予測（基本的に定量的予測を含む）

5) 影響の評価及び代替案（「プロジェクトを実施しない」案を含む）の比較検討

6) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討

7) 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用、「モニタリングフォーム等」（案）の作成

8) 予算、財源、実施体制の明確化

9) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参

加者、協議方法・内容等の検討。女性、こども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がされるよう支援する。

また、途中でカテゴリAに変更となった場合等においては、環境社会配慮助言委員会にスコーピング案と報告書ドラフトの段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う（ただし、本業務支援に関しては見積りには含めず、必要な状況が発生した場合は変更契約とする）。

(15) 用地取得・住民移転にかかる計画案の作成

本事業において現時点で住民移転は想定されていない。一方、JICA環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下1)～12)のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projectsも参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領（2019年11月）」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果もJICAへ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、「JICA環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）」と乖離がある場合、その解消策を提案する。

なお、本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託にて実施することを認める。

- 1) 用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等の必要性
- 2) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、地籍・財産・用地調査結果
- 3) 事業対象地の占有者の最低20%を対象とした家計・生活調査結果
- 4) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- 5) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- 6) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- 7) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- 8) 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等）の特定及びその責務
- 9) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- 10) 費用と財源
- 11) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- 12) 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、

ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

(16) ジェンダー視点に立った調査と計画策定

1) 現状把握

事業対象地域のジェンダーに関連する社会規範・慣習を踏まえ、本事業で想定する裨益者の男女で異なるニーズや課題等について調査する。また、実施機関における女性の雇用促進や管理職割合、技術者育成等のジェンダーに係る方針を確認するとともに、他ドナー実施分も含む類似事業における労働者の女性割合の現状、ジェンダー視点に係る施策の有無・内容等を調査する。現時点で想定する、最低限確認すべき項目は以下の通り。

- ① 沿岸警備隊の女性隊員の割合、ニーズの確認（職場環境や、女性隊員の直面する課題、ハラスメントの可能性等）
- ② 本部棟、警備部隊棟、居住棟等の建設において反映すべきジェンダー視点に立ったニーズの確認（適切な男女別更衣室、トイレの整備等）

2) 上記を踏まえた実施機関との協議

上記の調査実施後、実施機関との協議を行い、ジェンダー課題やニーズに対応するための取組み（本事業におけるジェンダー視点に立った設計・仕様・取組の反映、本体工事における非熟練／熟練労働者雇用に占める女性割合の設定、同一賃金の徹底、女性労働者用ファシリティの設置、等）の事業内容への反映を検討する。加えて、住民説明会におけるジェンダーバランスの担保、男女双方からのヒアリングを通じた対象地域被影響住民の適切な把握、寡婦世帯・女性世帯主世帯など特に脆弱な状況におかれた世帯への特別保証措置等の方策につき、検討する。

具体的な検討に際してのステップは以下の通り。

- ① 本事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための設計・仕様・取組を特定・設定する。
- ② ジェンダー視点に立ったアウトプット（運用・効果）設定の必要性を検討する。
- ③ ジェンダー視点に立った設計・仕様・取組を担保し測定するための運用・効果指標を設定する。

また、Gender Assessment Report等の提出を要請された場合には、実施機関による資料作成や質疑応答等の業務支援を行う。

(17) COVID 19による影響に配慮した計画策定

コロナ対策に関する現地の法令・ガイダンス等を調査し、これらを踏まえて、下記の通りコスト積算、実施スケジュール、コンサルタントTOR等に反映する。

- ① コスト積算：現地の法令・ガイダンスや対外公表されている建設現場におけるコ

コロナ対策を参考に、必要となるコロナ対策費を積算に含める。また、事業実施中の感染拡大状況の変化に対応するための暫定金額を計上する。

- ② 実施スケジュール、コンサルタント TOR・MM 策定：上記法令等を踏まえて、現実的なスケジュールならびに必要な TOR を作成する。

(18) 免税措置の確認

当国での先行する円借款事業における免税対応も参考に、本事業における当国の免税措置について、当国の法制度を参照しつつ、確認する。

(19) 本事業実施にあたっての留意事項の整理

本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。なお、プロジェクト実施に際しての以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理して、「調査関連資料」として、別途JICAに提出する。

- 1) フィリピンにおける当該類似業務の調達事情
 - 一般土木・建築工事の入札と契約にかかる一般事情
 - 現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般状況
 - 現地施工業者の情報
- 2) 入札手法、契約条件の設定
 - 契約、契約条件書等の設定の基本方針等
- 3) フィリピンの積算基準
 - 諸経費の考え方（日本の積算基準との違いを確認する）
- 4) コンサルタントの選定方法
 - International Consultantsの採否等
- 5) 施工業者の選定方針
 - 資格要件設定
 - LCB：Local Competitive Biddingの採否
 - 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方等
- 6) 事業実施上の留意事項の整理
 - 既存運営事業者との調整
 - HIV対策
 - 軍事利用の回避 等

(20) コンサルティング・サービス

上記一連の調査内容を踏まえ、事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理、技術移転等）の内容とその規模（業務人月）について提案する（コンサルタントTOR（案）の作成を含む）。提案内容については報告書には記載せず、別途JICAに提出する。

(21) 事業効果の検討

本事業によって得られる効果を定量的効果、定性的効果に分けて評価する。

- 1) 定量的効果
 - ① 運用・効果指標
「資金協力事業 開発課題別の指標例（JICA、2020年2月）」を参照しつつ、

運用・効果指標を設定し、基準値と共に事業完成の2年後をめどとした目標値の設定、データ入手手段の提案、評価にあたっての留意事項の整理を行う。なお、本事業における運用・効果指標としては下記を想定するが、その他にも有益な指標があれば適宜提案すること。

- ・係留地確保のための移動回数/月
- ・船舶関連物資の専用収容拠点数

2) 定性的効果

本事業によって得られる定性的効果を明確な根拠と共に、可能な限り具体的に提案する。その際、可能であれば本事業の実施によって得られる本邦企業（本事業における受注企業以外）への裨益効果についても検討する（例：借入国に進出している本邦製造企業にもたらされる便益、等）。

(2 2) 気候変動対策事業としての案件形成に係る情報収集・分析

本事業による温室効果ガス排出削減が一定以上見込まれる場合、気候変動対策事業（緩和策）と位置づけられる可能性があることから、「JICA気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（緩和策）」等を参考に、本事業を通じた緩和効果（温室効果ガス排出削減・吸収量）の推計を行う。

また、本事業の実施により、借入国の気候変動に対する適応力強化が一定以上見込まれる場合、気候変動対策事業（適応策）とも位置づけられる可能性があることから、「JICA気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（適応策）」の該当箇所等を参考に、本事業を通じた適応効果（気候変動により発生する危害の回避・低減効果等）の推計を行う。具体的には、将来の気候リスクの影響に強靱な海上安全湾拠点整備のため、将来的悪化の予想される気候リスクを評価し、それに対処しうる船艇係留施設、道路の整備・改修に係る設計を検討する。

(2 3) 本邦企業説明会の実施

本事業に関する事業概要の説明と本邦企業の関心を確認することを目的に、本邦企業説明会を開催する。開催時期は2023年6～7月頃を想定するが、審査等の時期によりスケジュールが前後する可能性がある。開催回数は一回を想定するが、参加予定企業との調整次第では複数回の実施となる場合もある。

開催に当たって、資料案・参加予定企業リストを作成のうえ、JICA本部の確認・承認を得る。参加想定企業は港湾分野の業界団体に所属する企業等を中心に、本事業への関心を有する企業を想定している。また、JICA本部の指示のもとで必要に応じて企業説明会実施にかかる運営事務（案内、議事録作成、企業等への連絡・調整等）や説明会会場における質疑対応等を行う。会場は原則、JICAの施設を利用する。

(2 4) プルーフェエンジニアリング実施のための資料作成

本調査では当該項目は適用しない。

(2 5) レポート等の作成・協議

- 1) 上記の作業を踏まえて、「第7条 成果品等」に記載の各レポートを作成のうえ、JICA本部に確認・承認を得ることとする。
- 2) 現地調査の冒頭には、レポート内容について先方関係省庁・機関に対し内容を説明し、協議・確認する。また借入国にJICA事務所がある場合は、当該事務所に対

しても内容の説明を行う。

- 3) 当国関係省庁・機関の事業承認に必要な情報を提供するために、別途 JICA が指定する様式で情報提供を求める可能性がある。

第7条 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり³。

また本契約における最終成果品は、5) 準備調査報告書（ファイナルレポート）及び6) デジタル画像集とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICA本部に説明の上、その内容について承認を得るものとする。なお、当該説明については、打ち合わせによることを原則とする。また、打ち合わせ後に受注者にて打合簿を作成し、監督職員の確認を得る。

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10営業日以内

部 数：和文3部（簡易製本）

2) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後1か月以内

部 数：和文5部、英文10部（簡易製本）

3) インテリム・レポート

記載事項：プロジェクトの背景・経緯、実施・運営体制、アクセス道路に係る最適路線案、概略設計結果、環境社会配慮、自然条件調査等

提出時期：第3章2. (1) 「業務工程」に示す期日まで

部 数：和文概要5部、英文10部（簡易製本）

4) 準備調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：第3章2. (1) 「業務工程」に示す期日まで

部 数：和文概要5部、英文10部（簡易製本）

5) 準備調査報告書（ファイナル・レポート）（経済財務分析に用いたキャッシュ・フロー表等のExcelファイル（分析の過程が分かるもの）を含む）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：第3章2. (1) 「業務工程」に示す期日まで

部 数：和文概要5部、英文10部、CD-R 3部

³ 3)～4) のレポート提出時期については、各1回の提出を前提に、より合理的な提出時期をプロポーザルで提案することを妨げない。

※ファイナル・レポートについては、調査結果の要約をExecutive Summaryとして10ページ程度で取りまとめ、和文版、英文版の最初の部分に入れる。また、一定期間非公開となる情報を除いた英文（簡易製本版）10部及び和文概要版5部を作成し、調査終了後速やかに公開する。一定期間非公開となる情報は最低限以下のとおりであるが、本事業は厳密な情報管理が求められることから、具体的な削除対象箇所については別途JICAと十分に協議の上決定する。

ア) コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報

イ) 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報

ウ) 民間企業の事業や財務に関わる情報

6) デジタル画像集

記載事項：事業対象サイト等のデジタル画像

提出時期：準備調査報告書（ファイナル・レポート）と同時提出

部 数：CD-R 3部

(2) 収集資料

本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA様式による収集資料リストを付したうえで調査終了後JICAに提出する。

(3) その他の提出物

1) 議事録等

先方機関との各調査報告説明・協議に係る議事録（M/M）を作成し、JICAに5営業日以内に提出する。JICA本部・事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10営業日前までに配布資料（各報告書の和文要約を含む）をJICAに提出する。

2) 業務従事月報

JICA規定により、調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月5日までにJICAに提出する。本報告書には、業務実績、業務実施上の課題、その対処方針を記載する。

3) 先方機関への提出書類

先方機関への提出文書は、その写しをJICA（現地調査の場合で現地にJICA事務所がある場合は当該事務所の事務所長も含む）に速やかに提出する。

4) その他

上記の提出物のほかに、第6条で報告書に記載せず別途JICAに提出することとした情報や、JICAが必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

(4) 成果品の仕様

インセプション・レポート、インテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポートは原則として簡易製本とし、ファイナル・レポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

プロポーザルにて提案を求める事項

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No	提案を求める事項	特記仕様書案への該当条項及び記載ページ
1	先行業務から得られる情報のレビュー及び活用	第5条 実施方針及び留意事項 (5) 記載ページ : p9
2	本邦技術の適用／本邦企業の参入促進	第5条 実施方針及び留意事項 (7) 記載ページ : p10
3	Information and Communication Technology (ICT) 技術の活用	第5条 実施方針及び留意事項 (11) 記載ページ : p12
4	自然条件調査等	第6条 業務の内容 (4) 記載ページ : p17

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務: 港湾分野の円借款事業における概略調査・詳細設計・実施監理

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2)を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／港湾計画
- 港湾施設設計
- 道路・橋梁計画／設計

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 22.25 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者／港湾計画)】

- ① 類似業務経験の分野: 港湾分野の円借款事業における概略調査・詳細設計・実施監理
- ② 対象国及び類似地域: フィリピン及び全途上国
- ③ 語学能力: 英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者: 港湾施設設計】

- ① 類似業務経験の分野: 港湾施設設計にかかる各種業務
- ② 対象国及び類似地域: 評価せず
- ③ 語学能力: 語学評価せず

【業務従事者: 道路・橋梁計画／設計】

- ① 類似業務経験の分野: 道路・橋梁計画／設計にかかる各種業務
- ② 対象国及び類似地域: フィリピン及び全途上国
- ③ 語学能力: 英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2022年6月下旬より業務を開始し、下記の期日までにそれぞれの報告書を提出する。

- 1) インセプション・レポート: 2022年7月上旬
- 2) インテリム・レポート: 2023年3月下旬
- 3) 準備調査報告書(ドラフト・ファイナル・レポート): 2023年7月下旬
- 4) 準備調査報告書(ファイナル・レポート): 2023年8月30日

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 55.00人月(現地:30.25人月、国内:24.75人月)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案してください。

- ① 業務主任者／港湾計画(2号)
- ② 港湾施設設計(3号)
- ③ 運営維持管理
- ④ 建設設計・設備設計
- ⑤ 浚渫／埋立計画
- ⑥ 通信計画／通信設備
- ⑦ 河川改修計画
- ⑧ 道路・橋梁計画／設計(3号)
- ⑨ 自然条件調査
- ⑩ 事業費積算

- ⑪ 調達／施工計画
- ⑫ 環境社会配慮(自然環境)／気候変動対策
- ⑬ 環境社会配慮(社会環境)／ジェンダー主流化・配慮
- ⑭ 港湾計画補助／CIM／BIM・CG 作成

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認めます。

- 自然条件調査
- 環境社会配慮
 - － 社会経済調査
 - － 住民移転計画(住民移転が発生する場合に限る)
 - － ジェンダーへの配慮
 - － 気候変動緩和策及び気候変動リスク評価に係る情報収集・分析
- 交通需要予測(本調査では道路・橋梁計画／設計団員が現地再委託先を監理することを想定)

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- PCG 拠点整備候補地点 地図(C3 位置図等)

2) 公開資料

なし。

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。「3」以下の項目については、調査開始後にカウンターパート機関から提供される場合がありますが、当初積算には含めてください(別見積)。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置(*語⇔*語)	無
3	執務スペース	無
4	家具(机・椅子・棚等)	無
5	事務機器(コピー機等)	無
6	Wifi	無

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4.見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。なお、新型コロナウイルス感染対策に関連する経費（PCR検査代及び隔離期間中の待機費用等）は見積金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認致します。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) その他（以下に記載の経費）
 - 会場借上費（執務スペース、家具、事務機器、Wifiにかかる経費）
 - 自然条件調査一式（現地再委託経費）
 - 環境社会配慮調査一式（現地再委託経費）
 - 交通需要予測（現地再委託経費）

（3）定額計上について

以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
特になし

（4）外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(26)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／港湾計画</u>	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(—)	(11)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	—	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	4
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>港湾施設設計</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	4	
(3) 業務従事者の経験・能力：<u>道路・橋梁計画／設計</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	